

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
地域医療連携システム“TOBU ネット”使用規約

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター

平成27年11月13日

令和3年4月1日改訂

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター地域医療連携システム“TOBU ネット”
使用規約

1. 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター地域医療連携システム“TOBU ネット”（以下「本システム」という。）は、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「東部医療センター」という。）が地域医療ネットワーク Human Bridge（富士通製）を介して東部医療センターの病診連携システム登録医（以下「登録医」という。）と診療情報を共有することにより、質の高い医療連携を行なうことを目的とする。
2. 本システムの適用範囲は、東部医療センター病院情報システムに地域医療ネットワーク Human Bridge（富士通製）を介して接続されたネットワーク機器および、これらを利用した紹介連携システム、カルテ参照システムとする。
3. 管理・保守は東部医療センターが行なう。本システムの管理・保守における病院情報システム管理者は院長、地域医療連携運用責任者は地域医療連携センター長、システム責任者は情報管理室長とする。東部医療センター側の責任範囲は、「登録医」側のインターネットとの接続部分までとする。
4. 本システムの利用者は地域連携システム運用責任者の認めた「登録医」に限定し、それ以外の者にシステムを利用させてはならない。また利用者は暗証番号（パスワード）を第三者に知られないように厳重に管理し、頻回に変更する等の措置を講じなければならない。
5. 本システムを利用する「登録医」は、東部医療センターに利用申請を行なう（別紙様式1及び様式2）。
6. 本システムの利用期間は申請日から1年間とする。ただし、特に申し出のない場合は、引き続き期間を延長する。
7. 「登録医」が本システムを用いて患者のカルテ参照を行なう場合には、「登録医」が患者に周知し書面において同意を得た上で行う（別紙様式3）。一度同意を得た後でも、患者から書面において同意撤回の申請があった場合は、「登録医」はカルテの参照ができない（別紙様式4）。
8. 「登録医」が本システムで扱う情報は患者のプライバシー情報であるため、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター病院情報システム運用管理規程及び名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成20年名古屋市立病院管理規程第10号）

に基づき取り扱う。

9. 「登録医」が本システム内にある著作権その他の知的財産権が帰属している情報を参照する場合は、著作権法その他の法令の趣旨に従い権利侵害や法令違反を生ずるような使用・保管その他の行為を行ってはならない。
10. 「登録医」は本システムを用いて入手した患者情報を患者の診療のためにのみ利用し、他目的での利用や第三者への提供を行ってはならない。また本システムを用いて入手した医療情報の取り扱いには細心の注意を払い、プリンタ等により印刷をした場合は厳重に保管するとともに、廃棄に際してはシュレッダ等の措置を行なう。「登録医」が入手した患者情報の利用、流出にかかる一切の責任は「登録医」が負うものとする。
11. 「登録医」が本システムを利用する場合の接続機器は、本システムのシステム運用責任者が許可した機器に限るものとし、VPN クライアントソフトウェア等を用い医療機関間のネットワークを IPSec-VPN によってトンネリングしなければならない。またこの際配布される証明書をインストールし、SSL を用いて接続しなければならない。
12. 「登録医」が本システムを利用する場合は、インターネットに接続する環境を自ら整備するとともに、使用するコンピューターにはコンピューターウイルスの侵入を防止するための最新のソフトウェアおよびパターンファイルをインストールする。また、個人情報の流出を防止するため本システムを利用するコンピューターにファイル交換ソフト等のソフトウェアをインストールしてはならない。
13. 「登録医」が本システムの利用にあたり異常を認めた場合は、速やかにシステム運用責任者に報告しなければならない。
14. 東部医療センターは本システムを利用している「登録医」が上記項目に違反していると判断した場合には、本システムの使用を中止することが出来る。
15. 「登録医」が本システムの患者情報を研究等に利用しようとする場合には、地域連携システム運用責任者に申し出て許可を得なければならない。
16. 本システムの利用時間は、原則として24時間とする。ただし、東部医療センターは管理上の理由で変更することができる。
17. 本システムは名古屋市立大学医学部附属東部医療センター病院情報システム運用管理規程に則って運用され、別途細則を定める。
18. 本システムの運用費用は原則として東部医療センターの負担とする。

附則

1. 本規約は平成28年3月31日から施行する。

2. 本規約は令和3年4月1日から施行する。